

通所介護重要事項説明書

< 2026年1月1日 >

当事業所は介護保険の指定を受けています
(滋賀県指定第2571300108号)

当事業所は、ご利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容について、次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 野洲慈恵会
法人所在地	〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲1340番地1
電話番号	077-586-5444
代表者氏名	理事長 奥村 義一
設立年月日	平成2年11月29日

2. 通所介護事業所の概要

事業所の種類	指定通所介護
指定番号	滋賀県 第2571300108号

(1) 事業所の目的

通所介護事業は、介護保険法の規定にもとづき、要介護状態にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業所の名称

デイセンターさくら

(3) 事業所の所在地

滋賀県野洲市南桜2292番地56

(4) 電話番号

077-518-0530

(5) ファックス

077-587-6113

(6) 管理者

河本 吉子

(7) 運営方針

本事業の運営に当たっては、日本国憲法第25条、老人福祉法および介護保険法の基本理念にもとづき利用者の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と綿密な連携を図り総合的なサービスの提供を行う。

(8) 開設年月日

2001年4月1日

(9) 利用定員

30名

(10) サービス提供日

月～土曜日（日曜日以外の祝祭日は平常通り営業）

（但し、12月31日～1月3日は休み）

(11) サービス提供時間

午前9時25分～午後4時35分

但し、相談・窓口時間は午前8時30分から午後5時30分までとします。

(12) 送迎実施地域

野洲市、湖南市菩提寺小学校区・菩提寺北小学校区

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(13) 設備の概要

設備の種類	数	静養室	2
食堂兼機能訓練室	1	相談室	1
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	6台以上

※上記は、基準により必置が義務づけられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対し、介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和8年1月1日現在)

職 種	員数	常 勤		非 常 勤		指定基準
		専	兼	専	兼	
管理者	1	1				1
生活相談員	4	1	3			1
介護職員	8		3	5		4
看護職員	3				3	
機能訓練指導員	3				3	看護職員と兼務
管理栄養士	1	1				

勤務時間

午前8時30分～午後5時30分

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

送 迎	利用日には、希望により自宅から当施設まで送迎いたします。
入 浴	入浴を行います。入浴は、一般浴・特殊浴があります。

食 事	管理栄養士または栄養士が栄養管理を行い、ご利用者の身体の状態に配慮した食事を提供します。 利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただきます。 食事時間 12:00より
排 泄	通所介護計画に基づいて利用者の身体能力を配慮した援助を行います。
健康管理	看護職員が健康管理を援助します。
生活相談	ご利用者の生活上の相談に応じます。
レクリエーション	レクリエーションプログラムに従って実施します。

(2) サービス利用料金
別紙1の通りとなります。

(3) 支払方法

利用料のお支払いは、月毎に締めた請求額を翌月に原則、金融機関による振込み、口座引き落とし、または事務所窓口支払いとします。お支払いいただきましたら、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用の中止

以下の事由に該当する場合、サービス提供をお断りしたりサービス内容を変更する場合があります。

- ・ご利用者がサービス利用を拒否する場合
 - ・利用当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・インフルエンザやノロウイルス等の感染症と診断された場合
 - ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
 - ・台風、降雪時等、警報が出た場合（午前7時の時点で暴風警報が発令されている場合はお休みをさせていただきますが、利用中警報が発令された、または発令されると見込まれる場合も同様の判断をさせていただきます場合があります。いずれにしましてもこちらからご自宅に電話にて連絡させていただきます。）
 - ・下記の状況により1ヶ月以上にわたりサービスが利用できない場合
 - ①利用者が入院もしくは病気等により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ②介護保険施設等への入所により1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返したことにより、1ヶ月以上にわたってサービス利用の実績がない場合
- なお、この場合は利用者または家族にご連絡させていただいた上で、サービス登録を一旦抹消させていただく場合があります。その場合、利用者または家族から利用再開の申し出があれば、事業所として利用可否を判断した上で、可能な限りサービス提供を行います。ただし利用者の状態に応じてサービス内容が変更になったり、他の利用者の事情等により利用する曜日が変更になる場合があります。

6. 契約の終了について

(1) 利用者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から契約の終了を申し出ることができます。その場合には、契約の終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。ただし、以下の場合には、文書でお申し出いただくことにより、直ちに契約を解除することができます。

- ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ②事業者が守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④利用者の病変や急な入院などやむを得ない事情がある場合

(2) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（中途解約）

以下の事項に該当する場合は、事業者は契約終了日の1ヶ月前までに利用者に文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ①事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ②事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ③事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

(3) 事業者からの申し出により契約を終了する場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- ①利用者のサービス料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合や、利用者の病気、入院、または介護保険施設への入所・入院等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③利用者が契約締結時に、その心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 以下の事項に該当した場合は、契約は自動的に終了となります。

- ①利用者が指定介護老人福祉施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

7. サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する下記の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

事業所の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為 例：物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる、など
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする、など
セクシュアルハラスメント	意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為 例：必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、など

8. サービス利用にあたっての留意事項

- ・体調等について 迎えに行ったおりにお知らせください。
但し、ご本人やご家族に感染性のある疾患の症状がみられる場合は、ご利用日の変更をお願いする場合がございます。上記の症状が疑われる場合は、あらかじめ担当者までお知らせください。
- ・サービスの中止・変更 前日午後5時30分までにしてください。
但し前日が日曜の場合土曜日の午後5時30分までにして下さい。
利用中の変更は状況の判断により緊急連絡等の処理を行います。
- ・食事のキャンセル 前日午後5時30分までにしてください。
但し前日が日曜の場合土曜日の午後5時30分までにして下さい。
- ・たばこ 当事業所の敷地内は全面禁煙です。
- ・時間変更 前日または当日にご連絡いたします。
- ・設備、器具の利用 備え付けの設備、器具の利用は自由です

サービス中止時の料金

①利用予定日以前の中止

前日の午後5時30分までに連絡いただいた場合、食事代は頂きません。

②利用当日の中止

当日キャンセルする食事代を頂きます。

③利用途中の中止

実際に利用された基本料金及び実際に提供されたサービス料金の他、当日キャンセルする食事代を頂きます。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に健康状態が急変した場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに主治医に連絡するなど必要な処置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村および関係各機関並びに家族または身元引受人に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターご利用者相談・苦情担当

担 当	苦情解決責任者	管理者	河本	吉子
	苦情受付担当者	相談員	三品	光美
	電 話	0 7 7 - 5 1 8 - 0 5 3 0		
	F A X	0 7 7 - 5 8 7 - 6 1 1 3		

※また、意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。

○第三者委員

当施設では苦情等の解決にあたり、中立的な立場で解決の支援を行う第三者委員を設置しております。第三者委員は定期的に施設を訪問しており、訪問時に苦情や要望などの相談をすることができます。また、直接電話にて相談をすることもできます。
(第三者委員の氏名、電話番号等は施設内に掲示しております。)

○受付時間 毎日 8時30分 ～ 17時30分

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

野洲市介護保険課 (野洲市小篠原2100-1)

電話 077-587-6074

湖南省高齢福祉課 高齢介護係 (湖南省中央一丁目1番地)

電話 0748-71-2356

滋賀県国民健康保険団体連合会 (大津市中央4丁目5-9)

電話 077-510-6605 (苦情専用)

滋賀県運営適正化委員会 (草津市笠山7丁目8-138)

電話 077-567-4107

その他、他市町にも苦情受付機関があります。

12. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス第三者評価事業は実施していません。

13. その他

この重要事項説明書は大切に保管して下さい。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 滋賀県野洲市南桜2292番地56
デイセンターさくら
管理者 河本吉子

説明者 所 属 デイセンターさくら
氏 名

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

本人 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

本人との続柄等 ()